

「気候保護法（仮称）」の制定に関する意見書

2008年から2012年までの5年間の京都議定書の第1約束期間が始まりました。先進国はこの5年間で、定められた温室効果ガスの削減数値目標を達成しなければなりません。これに対する日本の対策は遅々として進んでおりません。なおかつ、CO₂（二酸化炭素）排出量も伸び続けているのが現状です。

一方、年々、気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは将来の世代に安全な地球環境を引き継げ事ができないばかりか、現代の私達自身の生活環境や、経済活動にも深刻な影響が及びかねません。

昨年7月に開催された洞爺湖サミットでは、2050年に長期的な温室効果ガスを半減する必要があることが合意されました。それを受け、先進国は2007年のバリ合意（インドネシア開催）に沿って、率先して大幅削減を実現しなければなりません。今後、日本が気候安定化のために、確実に低炭素社会を構築するには、温室効果ガス削減の中長期的削減数値目標を設定し、その目標達成のための政策を包括的・統合的に導入・策定し、実施していく法律が必要です。

日本がこうした気候変動問題に責任をもって対応するためには、第1に、京都議定書の6%削減目標を守り、2020年には1990年に比べて30%減、同じく2050年には80%減の大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要です。

更に、排出削減の実効性を確実にするための制度として、CO₂の排出量に応じて課税する炭素税や、排出量の上限を決めて、それ以上に削減した企業は、その削減枠を売ることが出来る排出量取引などの制度を導入し、また、炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能なエネルギー導入の促進となるような固定価格買取制度などを実現する必要があります。

よって、日本政府におかれましては、上記に沿った内容を約束する法律の実現をここに要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月18日

茨城県利根町議会

衆議院議長 横路孝弘 殿
参議院議長 江田五月 殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
外務大臣 岡田克也 殿
経済産業大臣 直嶋正行 殿
国土交通大臣 前原誠司 殿

環境大臣 小沢鋭仁 殿